職員の給与等に関する報告(意見)

参考資料

平成25年10月

埼玉県人事委員会

目 次

第						給上																														
	平	成	25	年.																														••••		1
		第	1	表		給料	斜 表	表列	引	人	員	及	び	学	歴	別	•	性	别	人員	員相	冓 F	戊上	七	• • •	• • •	• • •		٠					• • • •	• •	2
		第	2	表																																2
		第	3	表		給制	料表	表列	引 :	平:	均	給	与	月	額	等																			• •	3
		第	4	表		給料	料表	表列	引	• ;	級	別	•	号	給	別	人	員:	分	布]	及で	J; <u>7</u>	平±	匀剂	給米	斗月	割割	頁								
			そ	の	1	1	行耳	攻耳	膱;	給	料	表																								5
			そ	0)	2	2	公复	安耳	膱;	給:	料	表																				· 				8
			そ	の	3	Æ	开 2	究耳	膱;	給:	料	表																								11
			_	の																																13
				の																																14
			_	の				療」																												16
			_	の																																19
				の																																21
			_	の				P 交																												23
			_	の																																
			_																																	24
		第																																		27
		第																																		27
		第																			• • •	• • • •	•••	•••		•••	•••		•••			• • •			••	27
		第				再有																														
				の																														••••		28
				(7)				诗	間 !	勤	務.	職	員	• •		• • •	• • •	• • •	• • •		•••	•••	• • •	• •		• • •	• • •		• • •					• • • •	••	28
第						給!	-	-																												
		第																																		
		第														規	模.	別	初	任系	洽	• • •	•••	••	• • • •	• • •	• • •	• • • •	• • •	• • • •		• • • •	• • • •	••••	••	30
		第				職和																														
			そ	0)	1																															31
			そ	の																																33
		第	12	表																																35
		第	13	表																																35
		第	14	表		定其	期	昇着	給	の	実	施	状	況									• • • •			• • •	• • •		٠						• •	36
		第	15	表		定其	期	昇着	給台	制	度	0)	状	況									• • • •			• • •	• • •		٠						• •	36
		第	16	表		雇月	用詞	調	整	の	実	施	状	況																		· • • •			• •	37
		第	17	表		賃金	金 :	力	ツ	F :	等	0)	実	施	状	況																· • • •			• •	37
		第	18	表		家加	疾 =	手	当	の	支	給	状	況																		· 				38
		第	19	表		住?	包	手	当	の	支	給	状	況																		· 				38
		第	20	表																																
		第																																		
		第				•	• -	•	-		•			_	-			•		_																
		第																																		
		第																																		
		第																																		
第						勧も		11		(μЈ	'	21/2	/-	^	ηн	<u> </u>	, .	· ~ ·		□ /	·	-	7	1 1	<u>-</u> 1-	L .J		1 0 2	4^	1/2	•			11
יא				表				空 /	-	ጉ	ス	却	生	75	てド	音	目	σ	.	Н. С	カオ	押耳	更													12
第						計		クロイ		<u>۸</u>	ر <i>ه</i>)	十八	口	X	0.	坚	'nĽ	v Л	· T'	щ	・ノ 1	<i>₩</i> L 3	X.		·			-	-			•				14
-				-			_	:::::-	; ;	土	(亚.	ᆉ	2 5	任	1	El .)																		15
第						ョ 済打				<u>г</u> .	П1	ハ	只	/J'1	TAT.		ᅸ	pl:	昗	(-	<u> </u>	JX. 2	, J ±	_	1	1)		-	-			•				10
퐈										· بازا	畑																									17
		カ	40	11		ノノド	判月	土(月:	ı 🗗 🖊	坏	•	- '					,			- '			-	-	-	-		•	-		-				T (

第1 職員の給与

平成25年職員給与実態調査の概要

職員の給与に関する報告の基礎となった平成25年職員給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的

この調査は、平成25年4月1日現在における職員の給与等の実態を把握し、今後の人事行政の基礎資料とすることを目的としたものである。

2 調査の対象

平成25年4月1日に在職する職員で、職員の給与に関する条例(昭和27年埼玉県条例第19号)、学校職員の給与に関する条例(昭和31年埼玉県条例第33号)、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年埼玉県条例第5号)又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成14年埼玉県条例第68号)に定める給料表の適用を受ける者を対象とした。技能職員、地方公営企業法の適用を受ける職員及び臨時職員は含まれていない。

なお、対象者が少数の職については具体的な数値の記載を省略した。

3 調査の内容

平成25年4月分の給料、諸手当の支給状況、年齢、学歴、経験年数等について調査した。

4 調査の実施

この調査は、電子計算システムに入力されている職員の給与情報により行った。

(参考) 各給料表が適用される職員の範囲

- ・行 政 職 給 料 表:他の給料表の適用を受けないすべての職員
- ・公 安 職 給 料 表:警察官
- ・研 究 職 給 料 表:試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究の業務に従事する職員
- ・医療職給料表(1):病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師
- ・医療職給料表(2):病院、診療所、保健所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士等
- ・医療職給料表(3):病院、診療所、保健所等に勤務する保健師、看護師、准看護師等
- ・教育職給料表(1):県立の高等学校等に勤務する教育職員
- ・教育職給料表(2):市町村立の小学校及び中学校等に勤務する教育職員
- ・学校栄養職給料表:市町村立の小学校及び中学校等に勤務する学校栄養職員
- ・事務職給料表:市町村立の小学校及び中学校等に勤務する事務職員
- ・特定任期付職員給料表:一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を

定めて採用された職員

第1表 給料表別人員及び学歴別・性別人員構成比

給料	· 表	人員	学 歴	別 人	員 構	成 比	性別人員	員構成比
7F1 7F1	12	八貝	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男	女
		人	%	%	%	%	%	%
行 政 職	給 料 表	8, 264	69.9	9.7	20.3	0.1	69.8	30.2
公 安 職	給 料 表	11, 209	49.3	6.3	44.4	_	91.7	8.3
研 究 職	給 料 表	303	93.4	4.0	2.6	_	77.6	22.4
医療職給	料表(1)	46	100.0	_	_	_	82.6	17.4
医療職給	料表(2)	383	80.1	19.6	0.3	_	41.8	58.2
医療職給	料表(3)	225	56.5	42.2	1.3	_	4.9	95. 1
教育職給	料 表(1)	10, 200	93.8	3.8	2.4	_	62.7	37.3
教育職給	料表(2)	26, 668	87.4	12.6	0.0	_	45.1	54.9
学校栄養	職給料表	205	39.0	61.0	_	_	4.4	95.6
事務職	給 料 表	1,220	43.7	19.3	37.0	_	41.3	58.7
特定任期付罪	職員給料表	1						
全 給	料 表	58, 724	77.5	9.9	12.5	0.1	60.3	39.7

⁽注) 再任用職員は含まれていない(以下、第7表まで同じ。)。

第2表 民間給与との比較を行う職員の平均給与月額

給与種	[]	区	分	平成25年	平成24年	
				円		円
給			料	355, 011	358, 491	
扶	養	手	当	9, 375	9,617	
地	域	手	当	26, 188	26, 448	
住	居	手	当	4,028	4,035	
管	理罪	哉 手	当	9, 339	9, 323	
その	の他	の手	当	14	14	
平均	匀 給	与 月	額	403, 955	407, 928	

職員数	8,021 人	8,110 人
平 均 年 齢	44.5 歳	44.6 歳
平均経験年数	22.6 年	22.7 年

⁽注) 1 行政職給料表適用職員のうち、新規学卒者等を除いた民間給与との比較を行う職員を対象とし、管理職手当に係る減額措置前の職員の給与を集計した。

² 給料には、給料の調整額及び平成18年の切替えに伴う差額を含み、その他の手当は、単身赴任手当等である。

第3表 給料表別平均給与月額等

給料表	職員数	平均	平均経験	給料	扶 養
	人	年 齢 歳	年 数 ———— 年	円	手 当 ————————————————————————————————————
行政職	8, 264	43. 9	22. 0	350, 097	9, 099
公 安 職	11, 209	38. 1	17.3	325, 375	12, 420
研究職	303	44. 4	21. 2	375, 431	10, 241
医療職(1)	46	46. 1	20.6	469, 000	14, 804
医療職(2)	383	42.6	19. 4	348, 122	5, 586
医療職(3)	225	41.2	18. 5	342, 938	3, 360
教育職(1)	10, 200	45.6	22. 9	395, 001	9, 022
教育職(2)	26, 668	43. 1	20. 2	367, 122	6, 271
学校栄養職	205	41.0	19.5	320, 471	1,776
事務職	1, 220	40. 9	19.8	318, 441	4, 888
特定任期付	1				
全給料表	58, 724	42.6	20. 4	360, 338	8, 288

⁽注) 1 給料には、給料の調整額及び教職調整額等を含む。

² その他の手当は、単身赴任手当及び初任給調整手当等である。

³ 特定任期付職員給料表の欄における斜線は、当該手当の支給制度がないことを示す。

地域	住 居	管理職	その他の	
手 当	手 当	手 当	手 当	平均給与月額
円	円	円	円	円
25, 771	4, 017	8, 578	14	397, 576
23, 768	4, 187	1, 684	228	367, 662
27, 550	6, 043	7, 896	0	427, 161
79, 642	4, 109	47, 143	238, 559	853, 257
24, 975	4, 901	3, 083	0	386, 667
24, 355	3, 018	1, 626	0	375, 297
28, 488	4, 299	2, 918	8, 271	447, 999
26, 478	5, 055	5, 736	5, 616	416, 278
22, 557	3, 889	_	0	348, 693
22, 633	5, 104	_	0	351, 066
26, 147	4, 605	4, 744	4, 219	408, 341

第4表 給料表別・級別・号給別人員分布及び平均給料月額

その1 行政職給料表(他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用)

<u>その1</u>	√π.] 蚁 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	r衣(他の)	和が弦り	画用を支い	けないすべ	・しい戦貝	(二週用)		ı	1
号給	級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
77 /\		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	1	, ,	, ,	, ,	, ,	, ,	, ,	, ,	, ,	'`	'`
	2		1								
	3										4
	_ 4							1			2
	5						1				2
	6										
	7								1		0
	$-\frac{8}{9}$	<u>-</u>	<u>-</u>								$ \frac{3}{2}$
	10	4	1		1				1		1
	11		76						1		1
	11 12	1	9								
	13	9	28					1			
	14		10								
	15 16	5	82								
	16		12								
	17 18	10	17 12	1				2		າ	
	10		105	13	3			2		ა 1	
	20	1	105 8	7							
	19 20 21	12	34	24	2					1	
	22 23 24 25 26 27 28 29		6	17	2					3	
	23	1	40	30	4					1	
	24		$ \frac{11}{40}$	13							
	25	12 1	48 10	58 7	4					1	
	20 27	6	35	32	7				1	1	
	28	O	13	15	3				1		
	29	163	46	48	- 7						
	30	4	28	14	1						
	30 31 32	22	25	28	14			1	2		
	32	11	10	19							
	33	115	14	49	7				1		
	34	10 21	11	9	2 27	1			3		
	35 36	15	9 6	31 21	5	1		4	5 6		
	37	82	6	32	- 9	· $\frac{1}{2}$			3		
	38	12		10				4	10		
	39	24	4	29	47	1		6	15		
L	40	13		<u>12</u> 45	$\frac{11}{26}$			 - $\frac{3}{9}$	5		
	41	10		45	26	2			6		
	42	6	2	10	10	٦		6	6		
	43 44	4 5		36 15	64 16	ე ე		17 12	5 4		
	$\frac{44}{45}$	<u>-</u>		<u>15</u> 34	$ \frac{16}{27}$ 20	5 <u>2</u> 3		<u>12</u> 30	$\frac{4}{18}$		
	46		1	9	20	3		13			
	47	2 5	1	32	92	2	1	26			
L	48	4		10 49	92 24 85 32 100	2 - 5 16		26 <u>15</u> 23			
	49	4		49	85	16	1	23	- -		
	50	8		24	32	3		21 15			
	51	1	1	43	100	8	8 5	15			
	48 49 50 51 52 53		1	<u>14</u> 41	$\frac{40}{119}$	3 8 	³	<u>8</u>			
	54	1	1	20	46	4	10	8			
	55	2	1	52	96	6	9	18			
L	55 56	2 2		52 18	31	4	7	18 8		 	<u> </u>
	'										

	級										
号給	.,	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
	E 7	人	人	人	人 122	人	人	人	人	人	人
	57 58			58 12	133 25	33 5	7 5	5 6			
	59	1	1	67	35	10	7	8			
L	60		l	<u>16</u> 29	<u>4</u> 6 116	<u>14</u> 51		 3 53			
	60 61 62		1	29	116	51	14	53			
	62 63	1		13 18	13 29	3 9	10				
	64	1		10	29 11	12	12 5				
	64 65			<u> </u>	$ \frac{11}{26}$	 $\frac{12}{90}$	16				·
	66				32	14	7				
	67			4	110	29	30				
	68 69			· $\frac{1}{5}$	$ \frac{27}{50}$	 $\frac{77}{38}$	<u>8</u> 34				
	70	1		3	33	11	8				
	71			3	103	84	29				
	71 72 73			1	$ \frac{40}{36}$	$\frac{36}{27}$	<u>8</u> 30]
	73 74			3 2	36 44	27 57	30 16				
	75			4	64	17	26				
	76 77			1	61	$\frac{33}{29}$	16				
	77				29	29	885				
	78 70	1		1	14	70					
	79 80	1		1	11	19 26					
	80 81 82 83			<u>-</u>	<u>31</u> 11	<u>26</u> 33					·
	82			-	18	38					
	83				11 31	9					
	84 85				31	 24 380					
	85 86			1	18 35	380					
	87			1	6						
<u></u>	87 88				19						
	89				15						
	90 91				12 12						
	92				18						
	<u>92</u> 93				$ \frac{18}{307}$						
	94			1							
	95										
	95 96 97 98				+						
	98			1							
	99			1							
	$\frac{100}{101}$			1							
	101			1							
	103										
<u> </u>	104 105		 _		 _		<u>[</u>				
-	105		 	1	 Ţ		 			 	
	$\begin{array}{c} 106 \\ 107 \end{array}$			1							
	107 108										
	109				+						
	110										
	111			1							
	$\frac{112}{113}$			<u>-</u>							
	113			3							
	115										
,		ı l			ı					•	·

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
116	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
117 118 119 120 121 122 123 124 										
人員計	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
八貝미	623	728	1, 240	2,624	1, 368	1, 224	340	92	10	15
平均	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
給料月額	185, 003	222, 998	300, 157	369, 278	395, 237	423, 469	449, 819	475, 478	518, 920	547, 107
人員総計	人 8, 264	平均 給料月額	円 349, 452							

その2 公安職給料表(警察官に適用)

	級		·表(警祭	官に適用)						
号給	70/	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		人	人	人	人	人	人	人	人	人
	1									
	2 3									
	4									
	5									
	6									
	7									
	$-\frac{8}{9}$									
	10			1						
	11									
	12]
	13	148			1					
	14 15	1 5	9	2	1					
	16	5 7	2 8	4	1					
	17	 : - 88	162	₁						
	18	6	3	1						
	19	6	42	33						
	2 <u>0</u> 2 <u>1</u>	<u>5</u> 101	<u>49</u> 208	<u>-</u> 11						
	22	3	208	6						
	23	9	68	141						
	2 <u>4</u> 25	<u>2</u> 15	51	6						
	25	15	223	62	1	1				
	26 27	2 5	35 66	26 164	1 6	2				
	28	5 5	36	20	O	2 3 <u>5</u> 9				
	2 <u>8</u> 29	11	204	<u>20</u> 85	54					
	30	5	38	45	15	9				
	31	4	55 37	141	65	11 5				
	3 <u>2</u> 33	<u>4</u> 8	$\frac{37}{41}$	<u>40</u> 101	<u>27</u>	<u>-</u> 5 14		·		
	34	6	35	41	29	5				
	35	4	43	149	64	14	3	1		
	36	1	26	42	41	8]
	37 38	9 5	38 29	120 37	73 36	11 5		1		
	39	6	29 24	128	36 88	18	3			6
	40	1	21	42	35	6	L			7
	41	5	38	134	89	20	3	1	1	5
	42	6	16	55	44	9	3 7	2		2 9
	43 44	1 1	15 16	92 70	71 46	23 a	7 1	3		9
	45	1 3	13	<u>70</u> 85	$ \frac{46}{74}$	9 23 <u>9</u> 21	- 1			25
	46	2	10	43	36	5		1		
	47	6	7	57	63	20	8	1		
	4 <u>8</u> 49		$\frac{7}{10}$	<u>30</u> 69	43	5 20 <u>5</u> 13	1 ₄	$\frac{1}{2}$	L	
	49 50		10	31	48 50	13	4	4		
	51		2 6	49	61	2 16	1	2		
 	51 52 53	2	<u>8</u>	25	<u>34</u> 52	<u>12</u> 13	<u> </u>	$\frac{2}{2}$	L	<u> </u>
	53		_ 3	46	52	13	7		-	
	54	1	3	22	25 46	10	2 6	4 3		
	55 56	1	$\frac{4}{2}$	36 21	46 39	7 10	1	3		
	5 <u>6</u> 57		3	<u>21</u> 29	- 33	$ \frac{10}{11}$	1	· <u>-</u> 2		
	58 59			25	33	14	2	6		
	59		1	34	48	11	3	3		

級 号給	1 年	० स्या	o ‱	4 KT	5 XTL	6 ×114	7 XT	O ZIL	9級
	1 級 人	2級 人	3級 人	4級 人	5級 人	6 級 人	7 級 人	8級 人	9 般
$\frac{60}{61}$		1	<u>16</u> 25	<u>27</u> 34	- $\frac{9}{17}$	₀	· - $\frac{3}{5}$	<u>_ 1</u> _ 137	
62		1	23 23	35	17	3 4	6	137	
63		1	17	56	8	1	5		
<u>64</u> 65		1	<u>16</u> 15	<u>25</u> 50	<u>- 6</u> 16	$\frac{3}{2}$	<u>-11</u>		
66			14	23	14	$\overline{1}$	7		
67 68			16 10	52 24	12 11	5	7 9		
69			22	40	<u>11</u> 11	<u> </u>	14		
70 71			5 9	16 38	14 13	4 3	9 17		
$\frac{72}{73}$			8	15	24 9	4	12 18		
73	[7		3	49	9	2	18		
74 75			$\frac{1}{4}$	17 65	22 18	4 3	6 17		
<u>76</u>			1	<u>13</u> 33	<u>22</u> 23		<u>9</u> 233		
77 78			1 1	33 12	23 23	5	233		
79				38	11	3			
$\frac{80}{81}$				<u>21</u> 29	<u>22</u> 13	<u>8</u>		<u> </u>	
82				22	20	12			
83 84				29 24	18 23	4 14			
85				26	45	408			
86 87				34	38				
88				24 29	41 36				
89				24	27				
90 91				25 11	24 38				
<u>92</u> 93]			<u>20</u> 15	30 155				
93 94				15 29	155				
95				9					
$\frac{96}{97}$				<u>37</u>					
98				43					
99 100				12 36					
101	1			16					
102				42					
103 104				14 41					
105				11					
106 107				34 18					
108 109	<u> </u>			36					
109 110				13 39					
111				26					
111 <u>112</u> 113				<u>34</u> 22					
114				39					
115				17					
116 117 118				<u>42</u>				<u> </u>	
118				42					

119	粉 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
119	· 5 //H									人
120	119						, .	, ,	,	, ,
122 123 7 7 7 7 7 7 7 7 7	120		l		41	L		l		
123	121									
124	122									
125	123									
126 127 128 129 130 131 132 133 134 135 136 137 138 139 140 141 142 143 144 145 人員計 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 各 外 外 外 外										
127 128 129 130 131 131 132 133 134 135 136 137 138 139 140 141 141 142 143 144 145 144 145 147 大員計 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人					581					
- 128	120									
129										
130										
131										
132	131									
134 135 136 136 137 138 139 140 140 141 142 143 144 145 14	132		l l			L				
135 136 137 138 139 140 140 141 142 143 144 144 145 14										
136 137 138 139 140 140 141 142 143 144 145 14	134									
137	135									
138 139 140 140 140 141 142 143 144 145	$\begin{bmatrix} - & - & -\frac{136}{137} \end{bmatrix}$									
139										
140 - 140 - 141 - 141 - 141 - 141 - 142 - 143 - 143 - 143 - 144 - 145 <td< td=""><td>130</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></td<>	130									
141	140									
142 143 144 143 144 144 145 146 146 146 147 146 146 146 146 147 146 147 147 147 147 148	$\frac{110}{141}$									
143 144 145 144 145 145 146 147 148 <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>·</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>					·					
八員計 人員計 人人 人力	143									
人員計人人人人人人人人4991,7382,6053,9771,18756944013955平均円円円円円円円円円円円給料月額195,332226,483267,076361,454408,015433,974453,093469,392486,969人員終計人平均円	144		l l			L				
平均 円<	145									
平均 円 円 円 円 円 円 円 円 給料月額 195,332 226,483 267,076 361,454 408,015 433,974 453,093 469,392 486,969	人員計	人	人	人	人	人	人	人	人	人
給料月額 195,332 226,483 267,076 361,454 408,015 433,974 453,093 469,392 486,969 人員総計 人 平均 円	/ \ KH	499	1, 738	2,605	3, 977	1, 187	569	440	139	55
給料月額 195,332 226,483 267,076 361,454 408,015 433,974 453,093 469,392 486,969 人員終計 人 . 平均 . 円		円	円	円	円	円	円	円	円	円
人員総計 人 平均 円	給料月額									
	[旦 公本]									
I II /UMI:::::(7 %)	人貝総計	11, 209	給料月額	325, 361						

その3 研究職給料表 (試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究の業務に従事する職員に適用)

.(0)3	11기 기다시되자 사다	1124 (1.40	火物、 卯 九	川可に動作	0,000	大切 九人(よ啊)	H. 1917 U 17 7N	10010 PC -F .	が気度に	XE2/13/	
級	4 VOT	0 /47	O /47	4 (01	= \d	初		0 /47	O /47	4 (67)	= (41
号給	1級	2級	3級	4級 人	5級	号給	1 級 人	2級	3級	4級	5級
1	人	人	人	人	人	60		人	人	人	人
2						6:	<u></u>		4	1	1
3						62			2	2	
4						65			4	3	
5						64			2	2	
6						65			4	5	
7						66			4	5	
8						67			2	3	
9 10		1				69 69			4	5 2	
10			2			70			5 5	3	
12		2	1			7			5	3	
13		4				72			2		
14			1			75	3		2	2	
15			3			74	Į.		7	6	
16		1				75	5		1		
17		5	2			70 77	<u> </u>	·····	3	4	
18		0				7	,		1 7	11	}
19 20		2				78 79			$\frac{i}{4}$		
20 21		5	1			80			10		
22		1	1			8			1		
23		2				82			2		
24 25		2	1			85	3		1		
		3	2			84	Į į				
26		1				8	5		3		
27			3			86			1		
28 29		9	<i>1</i>			8'			1		
30		3	4			88	1		18		
31		3	1			90			10		
32		Ŭ	-			9:					
33		2	3			92					<u> </u>
34		2	5			9:	3				
35						94					
36		1	1		1	95					
37 38		3	1			96		 			
38 39		1	1			98					
40		1	2			99					
41			5			100					
42			1			10					
43			1			102	2				
44			1			103					
45						104	<u> </u>] 			
46			2			105					
47 48			4			106 107					
48 49			1			108					
50						109	<u> </u>				
51			4			110					
52	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		1			111					
53			4	2		112	2				
54			2	2 2 2		113	3				
55 56			6	2		114					
56 57			1 2	0		115					
57 58			2	2		110	7				
58 59			2 5	1 2		117 118					
09			ا ا	4	ĺ	1 1 110	'I	I	ļ	ı l	. I

級					
号給	1級	2級	3級	4級	5級
	人	人	人	人	人
119					
120					
121					
人員計	人	人	人	人	人
八貝町	0	45	184	72	2
平均	円	円	円	円	円
給料月額		241, 487	379, 845	444, 174	508, 300
人員総計	人	平均	円		
八只心口	303	給料月額	375, 431		

勤伤 りる医	即及い圏4	半区則に延	1円)	
級				
号給	1級	2級	3級	4級
J /I'⊟	1 /1/2	1 1/2×	J ///	1/1/2
	人	人	人	人
60	L	[<u>_</u>		L
61	T		1	
62			-	
02				
63				
64				
65	1	1		3
66		1	1	Ü
00			1	
67				
68		1		
69	1			
70			1	
			1	
71			1	
72				
73	r			
74				
1 74				
75			1	
76				
77	T			
78		1	1	
		1	1	
79				
80	L			L
81	I			
82		1		
		1		
83		1		
84	L		l	L
85	I			
86			1	
87				
01				
88	L		$ \frac{1}{3}$	L
89		1	3	
90				
91				
92		4		L
93				
94				
95				
96	 	,-		<u> </u>
97		1		
	人	入	人	人
人員計	10	15	15	6
平均	10 円	円	15 円	円
給料月額	292, 680	457, 667	521, 467	568, 950
↓昌‰≇⊥	人	平均	円	
人員総計	46	給料月額	457, 120	
	20		,	l

号給 1級 2級 3級 4級 5級 6級 7級 8 1 2 3 3 4 人])
$ \begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	級
$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	人
$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	
$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	
$ \begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	
$ \begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	
$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	
$\begin{bmatrix} 9 \\ 10 \\ 11 \\ 12 \\ \hline & & & & & \\ 10 \\ 11 \\ 12 \\ \hline & & & & \\ 13 \\ 14 \\ 15 \\ & & & & \\ 16 \\ \hline & & & & \\ 17 \\ & & & & \\ 18 \\ 19 \\ & & & & \\ 20 \\ \hline & & & & \\ 21 \\ & & & & \\ 22 \\ & & & \\ 23 \\ \end{bmatrix}$	
$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	
$ \begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	
$\begin{bmatrix} 13 \\ 14 \\ 15 \\ 16 \end{bmatrix}$ $\begin{bmatrix} 2 \\ 7 \\ 1 \\ 1 \end{bmatrix}$ $\begin{bmatrix} 17 \\ 18 \\ 19 \\ 20 \end{bmatrix}$ $\begin{bmatrix} 2 \\ 7 \\ 11 \\ 3 \\ 2 \\ 6 \end{bmatrix}$ $\begin{bmatrix} 1 \\ 1 \\ 1 \\ 3 \\ 2 \\ 6 \end{bmatrix}$ $\begin{bmatrix} 2 \\ 4 \\ 4 \\ 3 \\ 9 \end{bmatrix}$ $\begin{bmatrix} 2 \\ 4 \\ 4 \\ 3 \\ 9 \end{bmatrix}$ $\begin{bmatrix} 2 \\ 4 \\ 4 \\ 3 \\ 9 \end{bmatrix}$	
$ \begin{array}{ c c c c c c c c c c c c c c c c c c c$	
$ \begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	
$\begin{bmatrix} 17 \\ 18 \\ 19 \\ 20 \end{bmatrix}$ $\begin{bmatrix} 21 \\ 22 \\ 23 \end{bmatrix}$ $\begin{bmatrix} 2 \\ 4 \\ 3 \\ 9 \end{bmatrix}$ $\begin{bmatrix} 4 \\ 4 \\ 3 \\ 9 \end{bmatrix}$ $\begin{bmatrix} 4 \\ 4 \\ 3 \\ 9 \end{bmatrix}$	
$ \begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	
$\begin{bmatrix} 19 \\ 20 \\ 21 \\ 22 \\ 23 \end{bmatrix}$ $\begin{bmatrix} 2 \\ 4 \\ 3 \\ 9 \end{bmatrix}$ $\begin{bmatrix} 19 \\ 4 \\ 3 \\ 9 \end{bmatrix}$	
$\begin{bmatrix} 22 \\ 23 \end{bmatrix}$ $\begin{bmatrix} 1 \\ 9 \end{bmatrix}$ $\begin{bmatrix} 3 \\ 9 \end{bmatrix}$ $\begin{bmatrix} 1 \\ 1 \end{bmatrix}$	
$\begin{bmatrix} 22 \\ 23 \end{bmatrix}$ $\begin{bmatrix} 1 \\ 9 \end{bmatrix}$ $\begin{bmatrix} 3 \\ 9 \end{bmatrix}$ $\begin{bmatrix} 1 \\ 1 \end{bmatrix}$	
$\begin{bmatrix} 23 \end{bmatrix}$ $\begin{bmatrix} 1 \end{bmatrix}$ $\begin{bmatrix} 9 \end{bmatrix}$ $\begin{bmatrix} 1 \end{bmatrix}$	
$\begin{vmatrix} -1 & -1 & -1 & -1 & -1 & -1 & -1 & -1 $	
1 751 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
25 26 2 1	
$\begin{bmatrix} 20\\27 \end{bmatrix}$	
30 31 1 1 4	
34 35	
$\begin{bmatrix} - & - & - & 36 \\ 37 \end{bmatrix}$	
38	
$\begin{bmatrix} 39 \\ 40 \end{bmatrix}$	
$\begin{bmatrix} 39 \\ 40 \\ 41 \end{bmatrix}$	
$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	
44 45 46 47 48	
46 2 3 1	
47 1 2 1	
$\begin{bmatrix} -48 \\ 49 \\ 50 \\ 51 \end{bmatrix}$	
50 2 2	
51 9	
$\begin{vmatrix} & \frac{52}{53} \end{vmatrix} \begin{vmatrix} & & & \end{vmatrix} \begin{vmatrix} & & & & \end{vmatrix}$	
53 54 55 55 2	
54 55 3 2	
56 	
$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	
59 7	

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6 級	7級	8級
	人	人	人	人	人	人	人	人
<u>60</u>					<u>1</u> 5	<u>3</u>		
62					3			
63 64					6	4		
65	T				$\frac{2}{6}$	<u>-</u>		
66 67					4 1			
68					$\overline{1}$			
69	[7			
70 71					3 4			
72 73					$\frac{1}{3}$			
73					3 2			
75					1			
<u>76</u>					$\frac{2}{4}$			
78					3			
79 80					5			
81	T				$\frac{1}{2}$			
82					6			
83 84					1			
84 85					15			
86 87								
88								
89 90								
91								
92 93								
94								
95 oc								
96 97								
98								
99 100								
101	T							
102 103								
104								
105 106		1						
107								
108								
109 110								
111								
$\frac{112}{113}$	 							
人員計	人	人	人	人	人	人	人	人
平均	0 円	25 円	71 円	38 円	162 円	80 円	7 円	0 円
半均 給料月額		208, 688	235, 314	284, 929	376, 194	426, 882	452, 088	1.1
人員総計	人 383	平均 給料月額	円 342, 063					

号給	級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	0.0	人	人	人	人	人	人	人
	- <u>60</u> 61				2	3		
	62					1		
	63				1	5		
	- <u>64</u> 65					<u>3</u>		
	66					4	1	
	67					1		
	- <u>68</u> 69					<u>5</u>	20	
	70					1	20	
	71					1		
	- $\frac{72}{73}$					3		
	73 74					2 1		
	75					2		
	75 - <u>76</u> - 77					4		
	77 78					1 2		
	78 79					1		
	80					2		
	81 82					3		
	83		1					
l	<u>84</u> 85					1		
	85					0		
	86 87					2 1		
l	88 89					2	L]
[89							
	90 91							
	91 - <u>92</u> - 93					1		
[93					5		
	94 95							
	96							
[96 97							
	98 99							
	100							
[
	102							
	103							
[105							
	106							
	107 108							
ļ	109							
	110							
	111 112 113 114 115 116 117 118							
	113							
	114							
	115							
<u> </u>	117							
	118							

号給	及 1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	人	人	人	人	人	人	人
11 12	0						
12	1						
12 12	2						
12 12	4						
12 12	5						
12	.7						
<u>12</u> 12	8						
12 13	9						
13	1						
13 13	2						
13	4						
13	5						
13 13	66 7						
13	8	1					
13 14	9						
14	1						
14	.2						
14 14	.3						
<u>1</u> 4 14	5						
14 14	6						
14	8						
<u>1</u> 4	9						
15 15	51						
15 15	2						
15 15	3						
15	55						
15	6						
15 15	18 18						
15	9						
<u>1</u> 6	0						
16	2						
16	3						
<u>1</u> 6	4 – – – – – – – – – – – – – – – – – – –						
16	6						
16 16	8						
16	9						
人員計	人 0	人 25	人 55	人 26	人 95	人 24	人 0
平均	円	円	円	円	円	円	円
給料月額		221, 844	258, 822	323, 415			
人員総計	人	平均	円				
/ • / / / / / / / / / / / / / / / / / /	225	給料月額	335, 086				

その7 教育職給料表(1)(県立の高等学校等に勤務する教育職員に適用)

- (0) 1		11/12(1)	「州五ツ川		ずに勤伤!	1 7		刊(に週用)				
級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級		級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
3 //14	人	人	人	人	人			人	人	人	人	人
1							60 61	3	38 52		4 5	
3							62	3	20		11	
4						•	63	3	36		2	
5 6		82					64 65	1 2	36 63	1	26 4	ļ
7		6					66	1	27	2	12	
8		5				.	67	3	32	1	18	
9 10		115 3					68 69	1	39 26		3 6	ļ
11		13					70	3	45		4	
12 13		18 117					71 72	3	49 38	2 2	11 13	
14		111					73	8	34	۷.	14	
15		24					74	3	45		9	
16 17		25 88					75 76	1 3	53 34	2 6	17 14	
18		4					77	5	60		15	
19		58					78		48	2	19	
20 21		26 82					79 80	2 3	70 35	8 4	31 18	
22		19					81	5	45		15	
23		68					82		49	2	5	
24 25	3	22 81					83 84	1	55 30	3 4	7 1	
26		34					85	1	41	2	1	
27 28	1	63 27					86 87	2	28 67	6 5	2 1	
29	2	65					88	1	19	6	1	
30		33					89	1	45	2		
31 32	1	66 28			1		90 91	1 5	36 44	5 7		
33	1	48			1		92	1	19	3		
34		43					93	1	31	2		
35 36	1	74 21			1 4		94 95	2 6	25 35	2 5		
37	3	40			5		96	1	36	3		
38	0	43			5		97	3	79	3		
39 40	2	53 29			12 16		98 99	6 5	42 48	3 1		
41	3	49			11		100	4	71	4		
42	0	20			10		101	3	38	1		
43 44	2 1	38 35			15 11		102 103	1 11	63 72			
45		47			11 17		104		69	2		
46 47	2 4	20 35			11 18		105 106	4 3	57 128			
48	4	35 29			8		106	s 8	65			
49		24			14		108	1	124			ļ
50 51	1	24 27	1		6 7		109 110	3	104 160			
51 52	1	32	1		2		111	5 5	63			
53	3	67			3		112	3	224			ļ
54 55	1 4	35 33		1			113 114	4 5	56 70			
56	1	43	1	2			115	5	201			
57	1	56					116	3	45			
58 59	2 1	27 45	1	3			117 118	6 2	103 81			

級	* 100	0 /77	that a feet	0 //7	4 (07
号給	1級	2級	特2級	3級	4級
	人	人		人)
119	2	129			
120	3	177			
121	4	163			
122	1	128			
123	1	184			
124		156			
125		140			
126	2	198			
127		156			
128	1	171			
129		162			
130		122			
131		137			
132		157			
133		122			
134		199			
135		153			
136		218			
137		153			
138		180			
139		114			
140		142			
141		87			
142		77			
143		41			
144		47			
145		12			
146		8			
147		2			
148		4			
149		6			
150	ł	0			
150					
151					
	1				
153	1 人	,	人		
人員計	/ \	/ *		· ·	17
₩.	219	9, 402	104	297	17 F
平均 給料月額	円	円 272 644	円	円	
PH TO DUM	287, 248	373, 644	426, 438	459, 699	492, 83
人員総計	人	平均 給料月額	円		
	10, 200	和代月银	376, 913		

その8 教育職給料表(2) (市町村立の小学校及び中学校等に勤務する教育職員に適用)

その8	级月帆剂	百科衣(2)	(111H1 1.1)	<u> 17.</u> 0フ/ 「十 /	父及ひ甲号	ナル		カリの秋日	月 収 貝 (こ 返	11月/		
級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級		級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
75 /14	人	人	19 2 ///	人	人		75 /14	人	人	10 2 //	人	人
1							60		91	0		
2 3							61 62		110 95	3 2		
4							63		143	5		
5	••••••						64		124	1	,	·····
6							65		271	3	1	
7 8							66 67		87 158	3 5	6	
9							68		132	0	5	
10							69		247	2	4	
11							70		100	2	2	
12 13							71 72		164 131	2	9	
14		1					73		219	7	14	
15							74		81	3	21	
16							75		131	6	14	
17 18		444 2					76 77		90 150	15 3	33 19	
19		17					78		74	5	34	
20		20			1		79		109	13	10	
21		476			1		80		81	6	53	
22 23		4 54			4		81 82		130 97	10 21	32 44	
24		54 51			5		83		134	16	38	
25		572	•••••		1		84		101	21	46	
26		22			3		85		126	17	75	
27		64 80			7		86		101	20	53 53	
28 29		299			6 23		87 88		141 94	14 20	53 76	
30		23			29		89		129	3	71	
31		364			51		90		100	15	59	
32 33		80			63		91		128 87	14 20	77 77	
34		219 44			62 97		92 93		117	13	47	
35		432			78		94		86	11	71	
36		97			88		95		127	14	60	
37 38		216 85			73 106		96 97		84 93	7 18	71 31	
39		470			78		98		70	18	19	
40		81			80		99		122	14	8	
41		199			68		100		74	10	8	
42 43		125 435			39 60		101		68 62	3	7	
43		435 79			60 18		102 103		62 88	10 7	6 3	
45	•••••	200	•••••	•	39		104		57	5	3	
46		143			17		105		74	2	2	
47		404	1		41		106		85 104		6	
48 49		99 170			24 62		107 108		104 102		3 3	
50		113			4		109		152		1	
51		224	1		2		110		93		1	
52 52		101	0		2		111		118			
53 54		251 88	3 2				112 113		152 98			
55		149	2 5				114		144			,
56		78					115		181			
57 50		264	3				116		147			
58 59		57 109	6	1			117 118		131 207			
I 09		109		1	I	ı	1 110		201		l	

子名 1級 2級 特2級 3級 4級	級					
119		1級	2級	特2級	3級	4級
120					人	人
121	119		99			
121	120		167			
123						
124	122		167			
124	123		113			
125	124					
127						
128	126		98			
129	127		209			
130	128		93			
131	129		192			
132	130		181			
133	131		203			
134	132		225			
135	133		264			
136	134		159			
137	135		266			
138	136		307			
139	137		223			
140 325 141 305 142 314 143 313 144 401 145 308 146 529 147 361 148 489 150 401 151 238 152 328 152 328 153 160 154 155 666 156 76 157 3 158 3 159 3 160 161 7	138		345			
141	139		290			
141	140		325			
143			305			
144	142		314			
145	143		313			
146	144		401			
147	145		308			
148			529			
149	147					
150 401 238 151 238 152 328 153 160 154 155 66 156 76 157 3 158 3 159 3 160 161 7	148		489			
151	149		349			
152 328 160 154 154 155 66 66 156 76 157 3 158 3 159 3 160 161 7 1,280 1,232 平均 円 円 円 円 円 円 円 円 円	150		401			
153 160 154 154 155 666 155 666 156 76 157 3 3 158 3 159 3 160 161 7 160 161 7 161						
154	152		328			
155						
156	1					
157 3 3 158 3 159 3 160 161 7 7 7 7 7 7 7 7 7						
158						
159 160 161 7						
160						
161 7 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人			3			
人員計 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 0 23,725 人 431 1,280 1,232 平均 円 円 円 円 円 円 給料月額 円 平均 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円						
内 0 23,725 431 1,280 1,232 平均 円 円 円 円 円 給料月額 342,774 410,884 432,567 461,904 人員終計 人 平均 円	161					
平均 給料月額 円 342,774 円 410,884 円 432,567 円 461,904 人 平均 円	人員計		/ (-		人 1, 232
人 平均 円		円				
人 員総計 人 平均 円	給料月額		342, 774	410, 884	432, 567	461, 904
26,668 給料月額 353,688	人昌総計		平均	円		
	/ / 	26, 668	給料月額	353, 688		

その9 学校栄養職給料表(市町村立の小学校及び中学校等に勤務する学校栄養職員に適用)

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級		級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
1	人	人	人	人	人	Î	61	人	人	人	人	人
2							62					1
3 4			5				63 64					1
5			1				65					1
6 7		2	6				66 67					1
8		1					68					0
9 10		2	1				69 70					2
11		2	5				71 72					1
12 13		7	3				72 73					1
14 15			2 2				74 75					
16 17			1	2			76 77					
17 18		1	4 2	2			77 78					1 2
19		1	2 2	2			79					
20 21			4	5	1		80 81					2 2
22 23			5		2 1		82 83					5
23 24 25			5 2	1	1		84					
25 26			3 3	1			85 86					57
27			3	1			87					
28 29		1		1 1			88 89					
30			1	1	1		90					
31 32				1	1		91 92					
33					1		93					
34 35		1			5 1		94 95					
36 37							96 97					
38							98					
39 40					1		99 100					
41					3		100 101					
42 43				1			102 103					
44					4		104					
45 46					1 1		105 106					
47					1 3		107					
48 49	 				3		108 109					
50 51					1 3		110 111					
52					3		112					
53 54					2 1		113	人	人	人	人	人
55					1		人員計	0	18	52	18	117
56 57					1		平均 給料月額	円	円 199, 244	円 237, 567	円 278, 733	円 382, 388
58							人員総計	人	平均	円	_ : 0, , 00	, 555
59 60								205	給料月額	320, 471		

その10 事	事務職給料表	(市町村立の)	小学校及び中	学校等に勤務	する事務職員	(に適用)
	1 級	2級	3級	4級	5級	6 級
75 /\	人	人	人	人	人	人
1						
2 3						
$\frac{4}{5}$						
6						
7						
	9					
10						
11	5	24				
$\frac{12}{13}$	<u>1</u> 0	<u>2</u> 21				
14	10	3				
15	4	24				
$ \frac{16}{17}$						
17 18	12	12 4				
19	2	14	3			
<u>20</u> 21	1	5	3]
21	7	12	10			
22	6	4 9	7 14			
23 24 25			3			
25	3	$\frac{3}{4}$	$\frac{3}{7}$			
26	1	4	2 11			
27 28		13 3	3			
<u>28</u> 29	<u>-</u>	<u>3</u> 12	<u>3</u>			
30	1	11	1			
31	8	12 5	10			
$\frac{32}{33}$	<u>-</u> 24	5	<u>-</u> 5			
34	2	1				
35	11		6			
$\frac{36}{37}$	<u> </u>		2 5			
38	29		1			
38 39	2 17		3	1		
<u>40</u> 41	4		2			
41 42	1		4 1	3 3		
43		1	6	12		
44 45	1		$ \frac{1}{12}$	3 3 12 4 4		
45 46	$\begin{array}{c} 1 \\ 1 \end{array}$		12	4	1	
47	1		4	18		
<u>48</u> 49	1		$ \frac{1}{13}$	$ \begin{array}{cccccccccccccccccccccccccccccccccccc$]
49			13	3	1	
50			2 9	10	2	
50 51 <u>52</u> 53			1	2	۷	
53	1		10	9	1	
54			1	6	1	
54 55 56 57 58 59	1		1	7 3	1	
57			<u>-</u>	10	1	
58				5 3	4	
 59				3		

号給	級 1級	2級	3級	4級	5 級	6 級
	人	. 人	人	人 1	人	人
	61	1		1	· <u>2</u>	
	62 63			2 3	2 1	
	64 65			2 3 2 7	3	
	66			1	8 4	
	67			1	1	9
	68 69			<u>4</u>	1 8 8 5 7	6
	70 71			1	5 7	11
	72 73			<u>3</u> 5	<u>8</u>	<u>-</u>
	74 75			3	8	
	75 76				6 	12
	76 77 79	1			3 1	173
	78 79				8	
	80 81				$ \frac{9}{4}$	
	82 83				11 7	
	84					
	84 85 86 86				130	
	87					
	88 89	 				
	90 91					
	92 93					
	94 95	1				
	95 96					
	96 97	1				
	98 99					
<u>- 1</u>	00					
10	02					
10	03 04 05	1				
10	05 06					
10	07					
	08	 				
1	10					
1	11 12 13	 				
	13 14					
1	14 15 16					
1	16 17 18	† <u>-</u>				
1	18					

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
119	人	人	人	人	人	人
119						
121						
122 123						
124						
125						
人員計	人	人	人	人	人	人
7 (2 (1)	189	208	174	147	274	228
平均	円	円	円	円	円	円
給料月額	178, 206	221, 188	286, 671	361,857	398, 236	423, 770
人員総計	人	平均	円			
八只心可	1, 220	給料月額	318, 441			

第5表 扶養手当の支給状況

	区			分			受 給 者 数
配	偶	者					14, 297人
	配偶者のレ	へない職員の	の扶養親族の	うち1丿	(目の-	子等	1,189人
	上 記	以 外	の扶	養	親	族	34, 791人
う	ち特定	期間に	ある子				12,321人
受	給	者					24,755人
手	当受給	者 1 人 当	たり平均	対 扶 養	親族	数	2.0人
手	当受給	者 1 人	当たり平	均 手	当 月	額	19,660円

⁽注) 現行の支給月額は、配偶者が13,000円、配偶者のいない職員の扶養親族のうち1人目の子等は11,000円、 それ以外の扶養親族は1人につきそれぞれ6,500円である。なお、「特定期間にある子」とは、扶養親族とし ての子のうち満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子を示し、当該子1人につき5,000円が加算される。

第6表 住居手当の支給状況

	区	分	受 給 者 数
受	治 者		10,271人
	手 当 月 額 2 7	000円未満の受給者	1,883人
	手 当 月 額 2	7 , 0 0 0 円 の 受 給 者	8,388人
	手当受給者1人	当たり平均手当月額	26, 326円

⁽注) 住居手当の現行の最高支給限度額は、27,000円である。

第7表 管理職手当の支給状況

区分部局	一種	二種	三種	四種	五種	六種	七種		手当受給者
知事部局等	部 長	副部長	課 長	副課長					1人当たり
県立学校		校 長		教 頭		事務部長	事務長	受給者計	平均手当
警察本部		参事官 警察署長	課 長 副署長	主席調査官	次 席				月 額
受 給 者	27人	1,549人	383人	2,059人	16人	53人	121人	4,208人	66, 209円

第8表 再任用職員の給料表別・級別人員

その1 フルタイム勤務職員

<u>_ ての1 ノルタイム勤務</u>											
給料表	級計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
行 政 職 給 料 表	39		6	12	3	6	11		1		
公 安 職 給 料 表	20				17	1			2		
研究職給料表	2			2							
医療職給料表(1)											
医療職給料表(2)	1					1					
医療職給料表(3)										•	
教育職給料表(1)	115		115								
教育職給料表(2)	526		522			4					
学校栄養職給料表	4			4							
事務職給料表	33		32	1							
給 料 表 計	740							-			

- (注) 1 該当人員0の級は空欄とした(次表において同じ。)。2 教育職給料表(1)及び教育職給料表(2)の級については、3級を特2級、4級を3級、5級を4級とそれぞれ読み替えるものとする(次表において同じ。)。

その2 短時間勤務職員

ての2 短時间勤務職	貝										
給料表	級計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
行 政 職 給 料 表	260		212	48							
公 安 職 給 料 表											
研究職給料表	10		10								•
医療職給料表(1)							•				
医療職給料表(2)	18			18							
医療職給料表(3)	1			1							
教育職給料表(1)	559		540		19				•		
教育職給料表(2)	190		190								
学校栄養職給料表								_			
事務職給料表	3		3								
給料表計	1, 041										

第2 民間の給与等

平成25年職種別民間給与実態調査の概要

職員の給与に関する報告の基礎となった平成25年職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的及び時期

この調査は、職員の給与を検討するため、平成25年4月現在における民間給与の実態 を調査したものである。

2 調査の範囲

(1) 調査対象事業所(母集団事業所)

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所 2,143事業所

(2) 調査対象職種

78職種 (行政職相当職種22職種 その他の職種56職種)

3 調査対象の抽出

(1) 事業所の抽出

上記2の(1)に記載した事業所を組織、規模、産業によって27層に層化し、これらの層から476事業所を無作為に抽出し、実地調査を行った。

調査の完結した事業所は、第9表のとおりである。

(2) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

4 集計

(1) 調査実人員

調査実人員は14,617人であるが、うち行政職に相当するものは12,639人である。なお、調査職種該当者(母集団)の推定数は115,300人であり、うち行政職に相当するものは77,098人である。

(2) 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第9表 產業別·企業規模別調查事業所数

企業規模産業	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
	事業所	事業所	事業所	事業所
産 業 計	380	165	138	77
農業、林業、漁業	_	_	_	_
鉱業、採石業、砂利採取業 建 設 業	27	8	9	10
製 造 業	183	69	71	43
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業、郵便業	54	33	14	7
卸売業、小売業	37	22	11	4
金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業	15	9	6	0
教育、学習支援業、医療、福祉、サービス業	64	24	27	13

- (注) 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外で

 - 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が14所、調査不能の事業所が82所あった。 調査対象事業所476所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所14所を除いた462所に占める調査完了事業所380所の割合(調査完了率)は、82.3%。 「500人以上」とは、企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは、企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人未満」とは、企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所をいう(次表において同じ。)。 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、複合サービス事業(郵便局に分類されるものを除く。)及びサービス業(他に分類されないもの)(宗教及び外国公務に分類される者を除く。)である。

第10表 職種別・学歴別・企業規模別初任給

職種	学	歴	企業規模計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
	大生	学 卒	196,627 円	199,118 円	195,026 円	193, 237 円
新卒事務員	短	大 卒	171, 042	173, 359	169, 800	161, 900
	高	饺 卒	159, 103	162, 927	155, 388	162, 805
	大	学 卒	201, 002	203, 503	199, 565	196, 750
新 卒 技 術 者	短	大 卒	177, 370	179, 313	177, 390	175, 000
	高	饺 卒	160, 289	163, 569	155, 484	163, 195
	大	学 卒	198, 320	200, 782	196, 944	194, 332
新卒事務員・ 技術者計	短	大 卒	172, 292	174, 073	172, 330	166, 267
17 日 印 四 四 四 四 四 四 四 四 四 四 四 四 四 四 四 四 四 四	高	饺 卒	159, 566	163, 172	155, 420	163, 006

金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を 除き、県職員の地域手当に相当する給与を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。

第11表 職種別にみた給与額等

その1 職員給与と民間給与との比較職種

				調査	平均	平成25年	4月分平	均支給額		
聙	我 看	重名	7			きまって支給) b	(A) – (B)	備考	対 応 級
				実人員	年 齢	する給与(A)	時間外手当 (B)	(A) - (B)		
				人	歳	円	円	円		
事	支工	店場	長長	45	50. 4	684, 518	4	684, 514	構成員50人以上の 支店(社)又は工場 の長 (取締役兼任者を 除く。)	規模500人以上 行政職 9、10級 規模100人以上500 人未満 行政職 7、8級 規模100人未満 行政職 6、7級
務 • 技 術	部		長	653	50.8	651, 379	3, 473	647, 906	2課以上又は構成 員20人以上の部の 長 職能資格等が上記 部の長と同等と認 められる部の長及 び部長級専門職 (取締役兼任者を 除く。)	同上
関係職	次		長	119	50. 2	574, 433	10, 645	563, 788	前記部長に事故等 のあるときの職務 代行者 職能資格等が上記 部の次長と同等と 認められる部の次 長及び部次長級専 門職	同上
種	課		長	1, 408	46. 9	545, 883	7, 911	537, 972	全係以上又は構成 員10人以上の課の 長 職能資格等が上記 課の長と同等と認 められる課の長及 び課長級専門職	規模500人以上 行政職7、8級 規模100人以上500 人未満 行政職5、6級 規模100人未満 行政職5級

			調査	平均	平成25年	4月分平	均支給額					
Į	哉 種 🧷	名	実人員	年 齢	きまって支給 する給与(A)	うち 時間外手当 (B)	(A) – (B)	備	考	対	応	級
			人	歳	円	円	円					
事務・技	課長代	代理	349	45. 6	499, 932	47, 024	452, 908	がの代課にを課4者職課認理専制の代課にを課4者職長め及門課を有長人 能長め及門職会を選4者職課認理専門の代表を選4者職課のの代表を表する。	きのような いい はい	規	莫500人 行政職 5 莫100人 未満 行政職 4 莫100人 行政職 4	、6級 以上500 級 未満
術	係	長	1, 538	44. 4	462, 180	60, 100	402, 080	【係の長及で 専門職	が係長級	規力	模500人 行政職 3 模100人 未満 行政職 3 模100人 行政職 3	、4級 以上500 級 未満
係職種	主	任	1, 027 6, 539	40.5	400, 381	46, 433	353, 948 281, 909			利 (- 規 人 う (- 規 (-	莫500人 (級 4級) 以上500 級 級) 未級 級)
	係	員	6, 539	34. 5	324, 091	42, 182	281, 909			行」	敗職 1 級	ζ

その2 その他の職種

	1) Z				調査	平均	平成25年4月分平均支給額			
聙	浅	種	名		実人員	年齢	きまって支給	うち 	(A) - (B)	備考
-					人人员	歳	する給与(A) 円	職將当(B)	円	
					人	府 义		Ü	L	
	研	究	所	長	2	_	_	_	_	構成員50人以上の所の長(取締役兼任
研										者を除く。)
nte.	研究	部	(課)	長	46	45. 7	579, 959	0	579, 959	2室(係)以上又は構成員7人以上の
究										部(課)の長
関	研究	室	(係)	長	29	41. 4	535, 333	5, 252	530, 081	構成員3人以上の室(係)の長
係			L-							下記研究員より上位の者(研究所長の
	主任	壬 仂	千究	貝	44	38. 5	426, 308	44, 478	381, 830	職名を有する者、上記研究部(課)長及 び研究室(係)長を除く。)
職										C VIVE LAND PLEIM (U)
	研	孕	ď	員	122	33. 0	354, 679	20 E04	315, 085	
種	4)Л	チ	L	貝	122	33.0	354, 679	39, 594	315, 085	
				_						
	研 3	芒 褌	i 助	貝	24	30. 9	252, 911	14, 271	238, 640	
医	病	ß	Ċ	長	2	_	_	_	_	部下に医師又は歯科医師5人以上
療										
床	副	ß	5 L	長	9	52. 5	1, 946, 348	8, 991	1, 937, 357	上記病院長に事故等のあるときの職務
関										代行者
係										
	医	禾	+	長	25	48. 3	1, 683, 640	44, 467	1, 639, 173	部下に医師又は歯科医師1人以上
職										
種	医			師	74	37. 4	1, 257, 255	73, 724	1, 183, 531	

⁽注) 調査実人員が2人以下の職種の平均年齢、平成25年4月分平均支給額については具体的な数値の記載を省略した。

		種	名	調査	平均	平成25年	4月分平	均支給額	備	
暗	ŧ,			実人員	年齢	きまって 支 給 する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A) – (B)		考
				人	歳	円	円	円		
	薬	局	長	10	45. 1	485, 308	13, 933	471, 375	部下に薬剤師2人以上	
医	薬	剤	師	68	32. 3	350, 752	42, 112	308, 640		
	診 :		技師	53	36. 1	360, 539	35, 495	325, 044		
療	臨り		技 師	63	34. 5	310, 583	30, 563	280, 020		
関	栄	養	士	47	33. 2	272, 491	18, 395	254, 096		
	理等	学療	法士	110	30. 3	302, 334	20, 631	281, 703		
係	作美	業療	法士	83	29. 7	300, 784	17, 959	282, 825		
	総え	看 護	師長	10	46. 6	532, 499	277	532, 222	部下に看護師長5人以上	
職	看	護(币長	93	44. 6	426, 393	38, 698	387, 695	部下に看護師又は准看護	師 5 人以上
種	看	護	師	297	35. 6	339, 109	39, 122	299, 987		
	准	看 詞	蒦 師	196	42.8	314, 194	48, 308	265, 886		

第12表 初任給の改定状況

(単位:%)

項目	新規学卒者の採用あり	初	任給の改定状	况	新規学卒者 の採用なし
学 歴		増額	据置き	減額	
大 学 卒	36. 5	(8.7)	(89. 4)	(1.9)	63. 5
高校卒	12. 3	(5.5)	(92. 5)	(2.0)	87. 7

第13表 給与改定の状況

	_	項目	ベースアップ	ベースアップ	ベースダウン	ベースアップ
役職段階			実 施	中 止		の慣行なし
係		員	10. 1	20.8	1.3	67.8
課	長	級	8.7	19. 3	1.2	70.8

⁽注) ベースアップの慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計した。

⁽注) 1 事務員と技術者のみを対象としたものである。 2 ()内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

第14表 定期昇給の実施状況

(単位:%)

	項目	定期昇給 制度あり	定期昇給実施 定期昇給					定期昇給 制度なし
役職段階				増額	減額	変化なし	中止	, ,,,,
係	員	89. 3	80. 5	16. 6	13. 2	50. 7	8. 9	10. 7
課長	長 級	78. 2	69. 0	12. 7	12. 9	43. 4	9. 2	21.8

⁽注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

第15表 定期昇給制度の状況

	項目	定期昇給				定期昇給
役職段階		制度あり	自動昇給	査定昇給	昇格昇給	制度なし
係	員	91. 3	(31. 3)	(77. 9)	(42.5)	8. 7
課長	級	82. 3	(21.6)	(72. 2)	(33. 9)	17. 7

⁽注) ()内は、定期昇給制度ありを100とした割合で、複数回答である。

第16表 雇用調整の実施状況

(単位:%)

	——————————————————————————————————————	
項	<u> </u>	実 施 事 業 所 割 合
採用の停	止 • 抑 制	12.5
転	籍	4. 6
希望退職	者の募集	4. 7
正 社 員	の解雇	0.3
部門の整理閉鎖	・部門間の配転	4. 5
業務の外部委託・一部職	種の派遣社員等への転換	2.5
残 業 の	規 制	9. 2
一 時 帰 位	・ 休 業	4. 6
ワークショ	- ア リ ン グ	0.0
賃 金 カ) y }	5. 4
nin.	†	23. 6

⁽注) 1 平成25年1月以降の実施状況である。 2 項目については、複数回答である。

第17表 賃金カット等の実施状況

		項目	賃金カット等を実施した事業所	賃金カット等を実施した事業所
役職段階				における平均減額率
係		圓	2. 7	7.6
課	長	級	5. 6	7. 0

⁽注) 平成25年4月分の給与について、賃金カット、一時帰休・休業又はワークシェアリングのいずれかを実施した事業所の状況である。

第18表 家族手当の支給状況

扶	養	家	族	Ø)	構	成	支 給 月 額
配			偶			者	14, 140 円
配	偶	者	ك	子	1	人	19,854 円
配	偶	者	٤	子	2	人	25, 081 円

⁽注) 支給月額は、家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所について算出した。 備 考 県職員の場合、扶養手当の現行支給月額は、配偶者については13,000円、配偶者以外については、1人に つき6,500円である。なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につ き5,000円が加算される。

第19表 住宅手当の支給状況

支	給の	有	無	事 業 所 割 合
支			給	56.2 %
非	支		給	43.8 %
	手間居住者に対 最高支給額			27,000円 以上 28,000円 未満

備 考 県職員の場合、住居手当の現行の最高支給限度額は、27,000円である。

第20表 特別給の支給状況

項	目	金 額 等
平均所定內給与月額	下半期 (A ₁) 上半期 (A ₂)	351, 503 円 351, 522 円
特別給の支給額	下半期 (B ₁) 上半期 (B ₂)	711, 986 円 673, 045 円
	下半期 (B 1 / A 1	2.03 月分
特別給の支給割合	上半期 (B 2)	1.91 月分
	年 間	3.94 月分

⁽注) 下半期とは平成24年8月から平成25年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。 備 考 県職員の場合、現行の年間支給月数は、3.95月である。

第21表 冬季賞与の考課査定分の配分状況

係	員	課上	長 級	部長級 (非役員)		
一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	
55.8	44. 2	49.6	50. 4	48. 4	51.6	

第22表 月45時間を超え60時間を超えない時間外労働の割増賃金率の状況

				(半位・/0/
割 拼 恁 众 宓	適 用 従	業員	(参考) 道	窗用事業所
割増賃金率	割合	累積割合	割合	累積割合
31%以上	22. 9	22. 9	10.8	10.8
30%	24. 0	47. 0	26. 0	36. 8
29%	-	47. 0	_	36. 8
28%	_	47. 0	_	36. 8
27%	2. 3	49. 2	2. 3	39. 0
26%	1.6	50.8	1.8	40. 9
25%	49. 2	100.0	59. 1	100. 0

⁽注) 適用従業員及び適用事業所の割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、その計がそれぞれの累積割合と一致しない場合がある。

第23表 再雇用者(公的年金が一部支給される者)の給与水準の取扱い

(単位:%)

	平成25年度以	降に変更する		
	平成24年度と 比べて引き上げる	平成24年度と 比べて引き下げる	変更しない	検 討 中
月例給与	1. 4	2. 7	75. 3	20.6
年間給与	1. 2	2. 7	74. 5	21.6

⁽注) 定年年齢が60歳であり、かつ、平成25年4月以降、フルタイムの再雇用制度を有する事業所を100とした割合である(次表において同じ。)。

第24表 再雇用者(公的年金が支給されない者)の給与水準の取扱い

(単位:%)

	公的年金が一部	検 討 中		
	高くする	低くする	同じにする	100 11 1
月例給与	2. 6	0. 5	74. 9	22. 0
年間給与	3. 2	0. 5	74. 3	22. 0

第25表 再雇用者(公的年金が支給されない者)の単身赴任手当の取扱い

	転居を伴う異	# □ → W ≥		
	単身赴任手当を 支給する	単身赴任手当を 支給しない 未 定		転居を伴う 異動がない
45. 7	(83. 7)	(15. 4)	(0.9)	54. 3

⁽注) 1 定年年齢が60歳であり、かつ、平成25年4月以降、フルタイムの再雇用制度を有し、かつ、定年前の常 勤従業員に単身赴任手当を支給する事業所を100とした割合である。

^{2 ()}内は、公的年金が支給されない再雇用者に転居を伴う異動がある事業所を100とした割合である。

第3 人事院勧告

第26表 人事院による報告及び意見の申出の概要

民間給与との較差に基づく給与改定 Ι

月例給

公務と民間の4月分給与を調査(ベア中止、賃金カット等を実施した企業の状況 も反映)し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢の同じ者同 士を比較

月例給の較差について、給与改定・臨時特例法に基づく給与減額支給措置による 減額前の較差を算出し、併せて減額後の較差も算出

- 月例給の較差(給与減額支給措置による減額前) 76円 (給与減額支給措置による減額後) 29,282円 0.02% 7.78% 行政職俸給表(一)…現行給与(減額前)405,463円 平均年齢43.1歳 (減額後)376,257円
- 官民較差が極めて小さく俸給表及び諸手当の適切な改定を行うことが困難であ ることから、月例給の改定は行わない
 - 勧告の前提となる官民比較については、給与減額支給措置は民間準拠による水準改定とは別に東日本大震災に対処するため、本年度末までの間、臨時特例として行われているものであることを踏まえ、給与法に定める給与額に基づき 実施

ボーナス 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の 年間の支給月数を比較

- 公務の支給月数(現行3.95月(減額前))は、民間の支給割合(3.95月)と均衡 しており、改定は行わない
 - 給与減額支給措置が行われていることを勘案 (参考) 減額後の公務の支給月数3.56月分相当

給与制度の総合的見直し等 II

給与構造改革に関する勧告を行ってから8年が経過し、我が国の社会経済情勢は急激に変化。 国家公務員給与については一層の取組を進めるべき課題が種々生じてきている

国家公務員の給与に対する国民の理解を得るとともに、公務に必要な人材を確保し、職員の士 気や組織の活力の維持・向上を図っていくため、俸給表構造、諸手当の在り方を含め、給与制度 の総合的な見直しについて検討を進め、早急に結論

- **民間の組織形態の変化への対応** 部長、課長、係長等の間に位置付けられる従業員について も来年から官民比較の対象とする方向で検討
- 地域間の給与配分の在り方 地域の公務員給与が高いとの指摘。地域における官民給与の実 情を踏まえ、更なる見直しについて検討 民間賃金水準の低い全国1/4の12県の官民較差と全国の較差との率の差は実
 - 質的に2ポイント台半ば
- 地域間給与配分の見直しと併せて、民間賃金の動向も踏まえ、50歳台、特に後半層の水準の在り方を中心に給与カーブの見直 世代間の給与配分の在り方 しに向けた必要な措置について検討
- 職務や勤務実績に応じた給与
 - 人事評価の適切な実施と給与への反映

人事評価の適切な実施が肝要。昇給の効果の在り方等について検討

技能・労務関係職種の給与の在り方

業務委託等により行政職(二)職員の削減が一層進められることが必要。直接雇用が必要と認められる業務を担当する職員を念頭に民間の水準を考慮した給与の見直しを検討 諸手当の在り方 公務の勤務実態や民間の手当の状況等を踏まえ必要な検討

- 給与構造改革における昇給抑制の回復

平成26年4月1日の昇給回復は、45歳未満の職員を対象とし、最大1号俸上位の号俸に調整

雇用と年金の接続 \mathbf{III}

閣議決定を踏まえ、各府省において現行の再任用を活用した雇用と年金の確実な接続を図る必 要

○ 雇用と年金の確実な接続のための取組

- 職員に対する周知、希望聴取 再任用職員の能力と経験をいかせる職務への配置等
- 再任用に関する苦情への対応
- 高齢期雇用を契機とした人事管理及び行政事務の執行体制の見直し等

再任用職員の給与

- 再任用職員の俸給水準や手当の見直しについては、公的年金が全く支給されない民間再雇
- 用者の給与の実態を把握した上で、再任用職員の職務や働き方等の実態等を踏まえ検討 民間では、公的年金が全く支給されない再雇用者の給与水準を一部支給される再雇用者の 給与水準から変更しない事業所が多く、転居を伴う異動の場合に単身赴任手当を支給する事 業所が大半
- 年金支給開始年齢が62歳に引き上げられる平成28年度までには、再任用の運用状況を随時検 証しつつ、本院の意見の申出(平成23年)に基づく段階的な定年の引上げも含め再検討がなされ る必要

IV 適正な給与の確保の要請

給与減額支給措置が終了する平成26年4月以降の給与については、本年の報告に基づく民間準 拠による給与水準が確保される必要。国会及び内閣に対し、勧告制度の意義・役割に深い理解を 示し、民間準拠による適正な給与を確保するよう要請

国家公務員制度改革等に関する報告 V

国家公務員制度改革についての基本認識

- (1) これまでの改革の経緯を踏まえた留意点
 - 全体の奉仕者である公務員の人事管理の特性を踏まえ、人事行政の公正確保や労働基本 権制約の代償機能の確保の観点からの十分な議論が必要

 - 制度官庁や各府省人事当局の実務家等の知見を活用して実効性ある制度設計を行う必要 公務員制度は行政の基盤となる制度であり、改革は広く関係者の合意に基づいて行う必

(2) 今後の国家公務員制度改革の検討に当たっての論点

幹部職員人事の一元管理

内閣人事局の役割と各省大臣の組織・人事管理権との調和等を考慮して適切な制度設計を行う必要。中立・第三者機関が選考基準設定等に関与する必要

- 内閣人事局の設置と人事院の機能移管 ・ 級別定数は重要な勤務条件であり、労働基本権制約の下では、級別定数に関する機能 は中立・第三者機関が代償措置として担う必要
- 任用の基準、採用試験及び人事院が所掌している研修は、人事行政の公正確保の観点 から特に重要な事務であり、これまでどおり中立・第三者機関が担う必要

自律的労使関係制度

本院はこれまで自律的労使関係制度について議論を尽くすべき重要な論点を提起。十分 な議論は行われておらず、未だ国民の理解は得られない状況

人事行政上の諸課題への取組

(1) 能力・実績に基づく人事管理の推進

幹部職員等の育成・選抜に係る人事運用の見直し等

管理職へは採用年次により一律的に昇任させるのではなく、幹部職員等として必要な能力・適性を判断して選抜を行うなど、能力・適性に基づく人事運用が一層進められるよう 各府省に働きかけ

人事評価の適切な実施・活用

公務組織の活力を保つためには、各職員の勤務実績が人事評価に的確に反映され、 結果を活用した人事管理を推進する必要。政府における人事評価制度・運用の改善等の検 討に協力

(2) 採用試験等の見直し

ア 国家公務員採用試験への英語試験の活用

平成27年度総合職試験から外部英語試験を導入。本年秋を目途に全体の概要を公表できるよう検討

イ 就職活動時期の見直しへの対応

民間の就職活動後ろ倒しを踏まえ、平成27年度試験日程等について検討。平成26年度試験日程の発表と合わせて周知

(3) 女性国家公務員の採用・登用の拡大と両立支援

ア 女性国家公務員の採用・登用の拡大

女性職員を対象とする管理能力向上のための研修の拡充等の新たな取組を推進

イ 両立支援の推進

- ・ 本日、配偶者帯同休業制度の導入について意見の申出。育児・介護を行う職員へのフレックスタイム制や短時間勤務制の適用の拡大等について早期に成案を得るよう検討
- 男性職員の育児休業の取得が進まない要因等を職員の意識調査で把握し、必要な対応 を実施
- 超過勤務の縮減には、厳正な勤務時間管理などが肝要。国会関係業務などは関係各方面の理解と協力を得ながら改善。超過勤務手当については、必要に応じた予算の確保が必要

VI 一般職の職員の配偶者帯同休業に関する法律の制定についての意見の申出

公務において活躍することが期待される有為な職員の継続的な勤務を促進するため、配偶者の 外国での勤務等に伴い、配偶者と生活を共にすることを可能とする休業制度(配偶者帯同休業制度)を創設

1 配偶者帯同休業制度の目的

外国で勤務等をする配偶者と生活を共にするための休業の制度を設けることにより、有為な職員の継続的な勤務を促進し、もって公務の円滑な運営に資することを目的

2 配偶者帯同休業制度の概要

(1) 休業の対象となる職員

外国で勤務等をする配偶者*と生活を共にすることを希望する職員(常時勤務することを要しない職員等を除く。)

※ 配偶者は国家公務員に限らない。

(2) 休業の承認

職員の請求に基づき、任命権者が、職員の勤務成績等を考慮した上で公務の運営に支障がないと認めた場合に承認

(3) 休業の期間

1回の休業期間は3年を超えない範囲内(3年を超えない範囲内であれば、1回に限り期間の延長が可能)

(4) 休業の効果

休業期間中は、職員としての身分を保有するが、職務に従事せず、給与は非支給

(5) 休業の承認の失効等

- ・ 休業をしている職員が休職又は停職の処分を受けた場合、配偶者が死亡又は配偶者と離婚した場合は、休業の承認が失効
- ・ 休業をしている職員が配偶者と生活を共にしなくなった場合などは、任命権者は休業の 承認を取消し

(6) 休業に伴う任期付採用及び臨時的任用

任命権者は、職員の配置換え等の方法により配偶者帯同休業を請求した職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、請求の期間を限度として、任期付採用又は臨時的任用を行うことが可能

(7) 給与の復職時調整

職務に復帰した場合、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内で必要な調整が 可能

3 実施時期

公布の日から起算して1年を超えない範囲内の日から実施

第4標準生計費

標準生計費の算定方法 (平成25年4月)

県民一般の標準的な生活の水準を求めるため、「家計調査」(総務省)等に基づき、標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

1 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目に分類して算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費……食料

住 居 関 係 費………住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費……被服及び履物

雑 費 I … … 保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑 費 Ⅱ … … その他の消費支出(諸雑費、こづかい(使途不明)、

交際費、仕送り金)

2 費目別・世帯人員別標準生計費の算定

1人世帯については、平成25年4月における全国の1人世帯の標準生計費に、同年4月の全国とさいたま市の費目別平均支出金額(日数を365 12 日に、世帯人員を4人に調整したもの)の比率を乗じて算定した。

2人~5人世帯については、家計調査における平成25年4月の費目別 平均支出金額に、費目別・世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

(参考1) 1人世帯の算定方法

1人世帯の標準生計費(さいたま市)=1人世帯の標準生計費(全国)× 費目別平均支出金額(さいたま市) 費目別平均支出金額(さいたま市)

1人世帯の標準生計費(全国)については、平成21年の「全国消費実態調査」(総務省)の 18歳~24歳の単身勤労者世帯について、並数階層の費目別支出金額を求め、これに消費者物価、 消費水準の変動分を加味して、平成25年4月の費目別標準生計費を算定したものである。

(参考2) 費目別・世帯人員別生計費換算乗数

平成24年1月~12月の家計調査の調査世帯(全国・勤労者世帯)のうち、有業人員が1人で夫婦のみ又は夫婦とその子で構成される標準世帯について、世帯人員別に並数階層の費目別支出金額を求め、これをそれぞれ4人世帯の費目別平均支出金額で除して費目別、世帯人員別生計費換算乗数を求めた。

第27表 費目別・世帯人員別標準生計費 (平成25年4月)

さいたま市

費目	世帯	持人員 //	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
			円	円	円	円	円
食	料	費	26,730	30,570	43,200	55,810	68,430
 住居	·関係	費	42,000	44,290	39,890	35,500	31,100
被服	• 履物	費	4,680	4,670	8,100	11,540	14,970
雑	費	Ι	32,760	56,940	72,770	88,570	104,400
雑	費	П	8,450	23,860	25,320	26,780	28,250
	計		114,620	160,330	189,280	218,200	247,150

第5 労働経済指標

第28表 労働経済指標

第28表 5	ア動経)	9 7日1示											
項目	① きま	って支	給す	る 給 与	② 所 定 内 給 与							③ 所定外給与	
	(調査	産 業 言	 		(調査産業計)							
	埼	玉県	至	全国	埼玉県 全国								
年度 年月	金額	前年度比前年同月比	金額	前年度比前年同月比	金額	前年度比前年同月比	パートタ イム労働 者比率	金額	前年度比前年同月比	イム労働	埼玉県	全国	
,	千円	%	千円	%	千円	%	%	千円	%	%	千円	千円	
平成 23 年度	263. 4	△ 0.8	291. 7	0.0	244. 0	△ 0.0	_	267. 6	0.1	_	19. 4	24. 1	
平成 24 年度	258. 2	△ 1.0	289. 2	△ 0.1	238.8	△ 1.2	_	265. 4	△ 0.2	_	19. 4	23.8	
平成24年4月	259. 1	△ 1.9	293. 0	0.8	238. 8	△ 2.1	35. 7	268. 1	0. 3	23. 9	20. 3	24. 9	
5月	257. 4	△ 0.6	289. 0	1.1	239. 2	△ 0.8	34. 5	265. 2	0.6	23. 9	18. 3	23.8	
6月	260. 4	△ 0.6	290. 4	0.2	240. 4	△ 1.7	35. 7	266. 6	△ 0.1	24. 3	20. 1	23.8	
7月	257. 3	△ 1.5	289. 5	0.1	238. 2	△ 2.0	35. 7	266.0	0.0	24. 3	19. 1	23. 5	
8月	259. 3	△ 0.1	288. 2	0.2	240. 5	0.3	35. 6	265.0	0. 2	24. 3	18. 7	23. 2	
9月	259. 1	0.0	288. 4	△ 0.3	240. 0	△ 0.3	34. 5	265. 6	△ 0.2	24. 2	19. 1	22.8	
10月	259. 5	△ 1.6	289. 6	△ 0.5	240.6	△ 1.4	34. 3	266. 1	△ 0.1	24. 5	18. 9	23. 5	
11月	259.8	△ 1.2	289. 5	△ 0.3	239.8	△ 1.4	36. 1	265. 5	△ 0.1	24. 5	20.0	24. 1	
12月	258. 5	△ 1.3	289. 4	△ 0.4	238. 3	△ 1.5	36. 1	265. 0	△ 0.2	24.8	20. 2	24. 4	
平成25年1月	254. 0	△ 2.1	285.8	△ 0.6	234. 6	△ 2.3	36. 6	262. 2	△ 0.5	24. 6	19. 5	23. 6	
2月	256. 2	△ 0.2	287. 9	△ 0.8	236. 8	△ 0.4	35. 1	264. 0	△ 0.6	24. 5	19. 4	23. 9	
3月	258. 1	△ 0.3	289. 5	△ 1.1	238. 5	△ 0.3	34. 9	265. 0	△ 1.0	24. 6	19. 6	24. 5	
4月	264. 3	1.9	292.8	△ 0.1	243. 4	1.9	34. 1	267.8	△ 0.1	24. 0	20.8	25. 1	
5月	259. 4	0.8	288. 4	△ 0.2	240. 4	0. 5	34. 2	264. 4	△ 0.4	24. 3	18. 9	23. 9	

資料出所: ①~⑤県統計課「毎月勤労統計調査地方調査」、厚生労働省「毎月勤労統計調査全国調査」⑥総務省「家計調査」 ①県統計課「消費者物価指数」、総務省「消費者物価指数」⑧日本銀行「企業物価指数」

- (注) 1 ①、②、⑦、⑧は平成22年平均=100とした指数を基礎としている。
 - 2 ①~⑤は事業所規模30人以上の数値である。
 - 3 ⑥の平成23年度、24年度の欄は、それぞれ平成23暦年、24暦年の数値である。
 - 4 ⑥の全国結果の平成23年度(平成23暦年)については、調査票を回収できなかった地域について東北地方で調査票を回収できた地域の結果で補完することにより、全国結果が推計されている。

4		5		6								7		8
総実	労働	所 定	三 外		消		費	3	Ę	出		消費者物価指数		国内企業
時間	間 数	労働時				(名	目)					
(調査)	産業計)	(調査産	〔業計)		二人以	上の世帯		二人以	以上の世帯	のうち勤労者世帯		(総	合)	物価指数
				さいたま市 全			国	さいたま市		全国		さいたま市	全国	
埼玉県	全国	埼玉県	全国	∧ dest	前年度比	∧ #st	前年度比	A dest	前年度比	A Mat	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比
				金額	前年同月比	金額	前年同月比	金額	前年同月比	金額	前年同月比	前年同月比	前年同月比	前年同月比
時間	時間	時間	時間	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	%	%	%
142. 1	149.8	10. 4	12.0	317.8	△ 0.6	283.0	△ 2.5	336. 2	3. 5	308.8	△ 3.0	0. 3	△ 0.1	1. 4
143. 2	149.5	11.4	12. 1	314.9	△ 0.9	286. 2	1. 1	342. 2	1.8	313. 9	1.6	0.0	△ 0.3	△ 1.1
145. 5	153.6	11. 7	12. 7	386.3	23.0	301. 9	3. 2	440. 2	26. 9	339. 1	4. 4	0.8	0. 4	△ 0.7
141 6	148.3	10. 9	12 1	329. 2	7.4	287. 9	4 3	304. 8	△ 7.5	304.7	1.2	0.5	0. 2	△ 0.9
111.0	110.0	10.0	12.1	020.2	1	201.0	1. 0	001.0	△ 1.0	001.1	1. 2	0.0	0.2	△ 0.0
149.8	154. 9	11.7	12. 0	303.4	△ 3.5	269.8	1. 5	350.8	18. 4	292.9	2.4	0. 1	△ 0.2	△ 1.5
145. 1	153. 2	11.2	12.0	310.6	△ 16.1	283.3	1. 2	358. 3	△ 7.2	312.6	1.0	△ 0.3	△ 0.4	△ 2.3
141.0	148. 4	11.4	11.6	257.8	△ 21.1	286. 0	1.4	270. 5	△ 14.5	310. 6	0. 5	△ 0.5	△ 0.4	△ 2.0
144 8	148. 1	11. 0	11 8	273 6	△ 12.2	266. 7	∧ 1 2	302 7	△ 12.6	299. 8	0. 3	△ 0.1	△ 0.3	△ 1.5
111.0	110.1	11. 0	11.0	2.0.0		200.1		002.1	<u> </u>	200.0	0.0	<u> </u>		
145. 4	152. 5	11. 1	12. 1	303. 7	△ 7.6	284. 2	△ 0.5	333. 2	△ 7.5	315. 2	0.3	△ 0.2	△ 0.4	△ 1.1
148.9	155. 3	11.8	12. 2	338.5	2.0	273.8	0. 1	393. 0	19. 4	300. 2	1.7	0.4	△ 0.2	△ 1.1
1.40 1	140.0	10.1	10.6	054.0	A 0 0	005.5	A 0 0	004 7	A 0.7	050.5	0.1	0.4	A 0 1	A 0.5
143. 1	148.6	12. 1	12. 6	354.8	△ 0.2	325. 5	△ 0.8	364. 7	△ 2.7	359. 5	2. 1	0.4	△ 0.1	\triangle 0.7
132. 7	139. 1	11. 2	11.7	325. 2	7. 5	288. 9	2. 1	327. 4	4.0	321. 1	3.8	△ 0.1	△ 0.3	△ 0.4
10211	10071	1112		02012	,,,,	200,0		02.1.1	1,0	02111	3, 0	***		
139.8	145. 4	11.0	11.9	279.7	2. 3	268. 1	0. 1	287.0	1.1	298.7	2.0	△ 0.6	△ 0.7	△ 0.1
140.1	146. 7	11.3	12.5	326. 2	△ 5.3	316. 2	4. 1	313.8	△ 19.3	351.0	6. 5	△ 0.9	△ 0.9	△ 0.5
140.0	154.0	10.0	10.7	202 7	A 01 4	204 4	0.0	222 4	A 04 0	9.40 4	0.4	A 0 0	A 0.7	0.1
148.8	154.0	12. 2	12. 7	303.7	△ 21.4	304. 4	0.8	330. 4	△ 24.9	340. 4	0. 4	△ 0.2	△ 0.7	0.1
142.8	149. 3	10.7	12. 1	309. 1	△ 6.1	282. 4	△ 1.9	<u>3</u> 54. 5	16. 3	307. 9	1. 1	0. 1	△ 0.3	0. 5